

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第8号

四日市市印鑑条例の一部を改正する条例

四日市市印鑑条例（昭和59年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）</u>）がされている氏名のカタカナ表記又はそ</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>

<p>の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市民文化部市民課)